規　則

○原子力規制委員会規則第十四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の八の二第一項の規定に基づき、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十六日　　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表　国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
第四条の二の四　加工事業者は、濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を使用している場合には、当該加工施設の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として（原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。当該限度を超える場合にあっては、保障措置検査の回数は、おおむね年平均十三回を超えないものとする。	**第四条の二の四**　加工事業者は、濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を使用している場合には、当該加工施設の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。
2　使用者は、前項に規定する加工施設と密接な関連を有する使用施設等（実効値の合計が一以上のウラン及びその化合物を取り扱うものに限る。）を使用している場合には、当該使用施設等の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。	2　使用者は、前項に規定する加工施設と密接な関連を有する使用施設等（実行値の合計が一以上のウラン及びその化合物を取り扱うものに限る。）を使用している場合には、当該使用施設等の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。
3　［略］	3　［同上］
第四条の二の九　特定原子力事業者等は、特定原子力施設が存在するサイトにおいて、年六回を限度として（原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。ただし、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。当該限度を超えない。	**第四条の二の九**　特定原子力事業者等は、特定原子力施設が存在するサイトにおいて、年六回を限度として原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。ただし、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えない。
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○原子力規制委員会規則第十五号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項並びに第二十一条第一項及び第五項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十六日　　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表　原子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（総務課の所掌事務）	（総務課の所掌事務）
第三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第三条**　［同上］
一　機密に関すること。	一　［号を加える。］
二　［略］	二　［同上］
三　［略］	三　［同上］
四　［略］	四　［同上］
五　［略］	五　［同上］
六　［略］	六　［同上］
七　［略］	七　［同上］
八　［略］	八　［同上］
九　［略］	九　［同上］
十　［略］	